

第 2 号 議 案

令和元年度京都府収益事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度京都府収益事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表債務負担行為」による。

令和元年9月11日提出

京 都 府 知 事 西 脇 隆 俊

第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
向日町競輪場開催業務委託費	令和元年度から令和6年度まで	令和2年度から令和6年度までの各年度において、京都府が向日町競輪場において開催する競輪にあってはその車券売上収入に100分の3.68を、他の競輪施行者が開催する競輪で京都府が場間場外事務の委託を受けるものにおいてはその車券売上収入に100分の15.68を、それぞれ乗じて得た額の合計に相当する額

千円